

海外安全官民協力会議 第七回幹事会開催結果（概要）

1. 日時及び場所 平成16年9月24日 外務省会議室
2. 出席者 幹事会メンバー 17名
外務省 海外邦人安全課長ほか8名
3. 議事要旨

議題1 治安情勢報告

- ロシアにおいてのチェチェン紛争絡みとみられるテロ事件及び現地の治安情勢について説明した。
- 9月9日に発生したインドネシア豪大使館前爆発事件の概要及び現地の治安情勢について説明した。
- ネパールの危険情報及び治安情勢について説明した。

議題2 誘拐対策（前回フォローアップ）

- 前回の幹事会では、外務省より「誘拐対策」としてご説明したが、今回はそのフォローアップとして、メンバーより各企業の対策について説明頂き、意見交換を行った。

議題3 安否確認

海外邦人安全課担当官より、安否確認に関して外務省の現在の取り組みについて説明し、メンバーより各企業の確認方法等についての説明を頂き、意見交換を行った。

<外務省よりの報告>

- 大規模事件・事故・災害時における邦人の迅速かつ正確な安否確認は官民双方にとって重要な課題であり、場所や時を問わず発生する事案に即時に対応しうる安否確認システムを構築するためには官民の連携・協力が不可欠である。
- 平時より以下の措置を取る。
 - ・緊急連絡網は、定期的（3か月に一回程度）に運用テストを行い、常に昨日する状態を確保する。また、常に最新のものとする。
 - ・主要ホテル、主要旅行代理店及び主要病院リストを作成。

- ・通常の連絡手段が途絶した場合の連絡体制についても、事前に検討しておくことが重要であり、特に、通信インフラ整備の遅れている国・地域では、無線機保有を奨励し、無線連絡網を構築する。また、電子メール、公館ホームページの活用を考える。
- 在留届未提出者及び個人旅行者の所在の把握方法、緊急時の代替連手段（携帯衛生電話等）の確保等により効率的な安否確認制度を構築する。

<メンバーよりの報告>

○本社が「大規模事故」と判断し、安否確認指示を発出した場合に限り、事故発生地域に滞在中の旅行者の洗い出しおよび安否確認を行う。その際、商品別・販売チャンネル別に対応が若干異なる。

また、個人手配旅行の範囲をどこまで旅行会社の扱いとするのかが課題である。

○主催旅行及び手配旅行の参加者については、安否確認を行う責務があるが、航空券と宿泊施設のみの販売又は、航空券のみの販売については、その責務がないものと判断している。

○安否確認のために「海外出張者動向把握」システムを構築している。

<質疑応答・意見交換>

○個人手配旅行者について、どの範囲までが旅行者の安否確認の対象とすることについては、業界としてガイドラインを作成予定である。

4. その他

(1) 次回政策議題は、「中小企業対策」とする。

(2) 次回開催日

平成16年11月26日（金） 15：00～17：00

（於：海外邦人安全協会・会議室（予定））

以上